

韓国政府による竹島の管理強化策に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年十一月十五日

佐藤 正久

参議院議長 平田 健二殿

韓国政府による竹島の管理強化策に関する再質問主意書

本年十月三十一日に提出した「韓国政府による竹島の管理強化策に関する質問主意書」（第百八十一回国会質問第七号）に対する答弁書（内閣参質一八一第七号）（以下「答弁書」という。）により、韓国による竹島の土地への命名に関する日本政府の立場についての見解を受領したが、本件に関し追加で政府の見解を問う必要があるため、以下再質問する。

一 答弁書によれば、韓国政府が男島や女島の峰や岩等に新たに命名をしたことに対し、「我が国の立場に照らし受け入れられず、遺憾であり、累次にわたり、様々なレベルで大韓民国政府に対して、かかる命名を中止するよう強く抗議等を行うとともに、命名後も抗議を行ったところである。」としているが、日本政府による累次の抗議を受け、韓国政府が採った対応について明らかにされたい。

二 北方領土については、択捉島の散布山や神威岳等、それぞれの島や港等にロシア名だけでなく日本名がついている。さらに、日本政府は領土保全強化の観点から、本年一月、東シナ海の三十九の無人島に命名する方針を示している。一方、現在日本名が命名されていない竹島の峰に関して、竹島を日本領と主張する以上、北方領土同様、主要な峰等には日本名をつけ地図等に表記すべきと考えるが、日本政府の見解如

何。

右質問する。